導入まであとわずか！

Ｈ30年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業

高知県中小企業団体中央会、高知県商店街振興組合連合会共催

参加無料

飲食店、食品を取り扱う小売・卸売、食品メーカーの方必見！

軽減税率への対応はお済ですか？

**平成３１年１０月1日から消費税が１０％に増税されると同時に、「消費税軽減税率制度」が導入されます。**

**この制度は、消費税率を10％に引き上げる際、食料品や新聞などが軽減税率（複数税率）の対象品目となり、税率は8％のまま据え置かれることとなっています。軽減税率制度が導入されると、複数税率に対応しなければならず、経理事務が煩雑になります。**

**そこで本セミナーでは、軽減税率の対象品目や8％と10％の線引きなど制度の概要、軽減税率制度実施に伴う会計処理をはじめ、レジ補助金など軽減税率への対応策について解説いたします。**

**お繰り合わせのうえ、是非ご参加下さい！**

**日　時　　平成３１年１月２４日（木）1３：３0～1５：０0**

**場　所　　「サンピアセリーズ　２階　コーラル」 高知市高須砂地155番地**

**(1)** **消費税の軽減税率制度実施に伴う留意点について**

**【講師】　川越税理士事務所　所長　川越宏一　氏**

 **(2) 軽減税率対策補助金について**

**【講師】　森本倫光税理士事務所　副所長　一柳幸男　氏**

**◆対象及び定員　 本会会員組合役職員　４0名程度**

**◆申込み　　　　 1月２１日(月)までに下記申込書に記入の上、本会までFAXで**

**お申込み下さい**

**セミナー内容**

・・・・・・・・・・・・・・・・＜切り取らずそのままＦＡＸして下さい。＞・・・・・・・・・・・・・・・・・

**参加申込書**

**ＦＡＸ：０８８-８４５-２４３４**

**メール：kubo@kbiz.or.jp**

|  |  |
| --- | --- |
| 組合名 |  |
| 参加者氏名 |  |
|  |
| 連　絡　先 | TEL |  |
| FAX |  |

**(申込先)**

**高知県中小企業団体中央会**

連携推進部：藤田・久保

TEL　088-845-8870

FAX　088-845-2434

ご記入いただきました個人情報は、ご受講される方への連絡等、本セミナーの実施について活用いたします。